

# 浄化槽設置費補助のご案内

小樽市では、住宅に合併処理浄化槽を設置する際に設置費用の一部を補助しています。  
(単独浄化槽から、合併処理浄化槽に転換する場合も対象になります。)

## 補助の対象について

- 設置場所が下水道法に基づく下水道認可区域外であること。
- 設置しようとする浄化槽の用途が住宅専用であり、処理対象人員が10人以下であること。
- 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。
- 浄化槽の機能が基準以上で、登録されていること。(詳細はお尋ねください。)
- 申請者が市税等を滞納していないこと。

## 補助金額について

- 設置しようとする浄化槽の大きさ(人槽)別に、一定の基準額を上限に補助します。

人槽区分	5人槽以下	6~7人槽	8~10人槽
補助交付金額	352,000円	441,000円	588,000円

## 手続きの流れ

- ① 交付申請書を市に提出する。  
※ 添付書類を合わせて提出してください。  
現地確認に伺います。
- ② 市から交付決定通知書が送付される。  
※ 審査の結果、不交付となる場合があります。
- ③ 設置後、市に実績報告書を提出する。  
※ 添付書類と合わせ、設置後速やかに提出  
してください。現地確認に伺います。
- ④ 市から交付額確定通知書が送付される。
- ⑤ 補助金交付請求書を市へ提出する。  
※ 指定の口座にお振り込みいたします。
- ⑥ 市から補助金が交付される。  
※ 違反が確認された場合は、補助金を返還  
してもらう場合があります。
- ⑦ 設置工事費の領収書を市へ提出する。

<問合せ先> 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号(別館4階)  
小樽市 生活環境部 管理課 業務係  
TEL0134-32-4111(内464) Fax0134-32-5032